

## 社会福祉法人大洲育成園職員提案規定

### (目的)

第1条 この規定は、施設の業務処理に関し、能率の増進その他適切な改善について、職員から積極的な意見の提出を求めることを目的とする。

### (提案事項の要件)

第2条 提案は、職員の職務に関する新たな企画工夫又は発明考案等の具体的な改善意見であり、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 事務能率が向上すること。
- (2) 経費の節減になること。
- (3) 公益上特に効果があること。
- (4) 利用者に対するサービスがよりよくなること。
- (5) 職員の勤務条件が改善されること。

### (提案の手続き)

第3条 提案しようとする職員は、文書により施設長に提出しなければならない。

- 2 施設長は、受理の日から3日以内に提案した職員に受理証明書(様式第1号)を交付しなければならない。

### (提案の処理)

第4条 提案の提出があったときは、施設長は次の手続きを経て大洲育成園提案審査委員会(以下、「委員会」という。)の審査に付さなければならない。

- (1) 提案は、各業務別に区分してその主管に属する主任に送付する。
- (2) 各主任は、提案を調査研究の上、意見を付けて施設長に送付する。

### (委員会)

第5条 第3条第1項の規定により、提出された提案を審査するために委員会を置く。

- 2 委員会は、提案を審査し、理事長の承認を経て次の決定を行う。
  - (1) 採用すること。
  - (2) 採用しないこと。
  - (3) 保留すること。
  - (4) 表彰すること。
  - (5) 表彰しないこと。

(委員会の組織)

第6条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、施設長をもって充て、委員は、主任指導員及び事務長の職にある者とする。

3 委員長は、委員会に関する事務を処理し、会議の議長となる。

(表彰等)

第7条 採用と決定した提案は公表し、理事長は提案者に大洲育成園賞状(様式第2号)及び報奨金を交付することができる。

2 不採用又は保留となった提案については、その理由を付けて提案者に通知する。

(その他)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則 この規定は、平成20年5月20日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

社会福祉法人大洲育成園受理証明書

提案者	所属	
	職名	
	氏名	
提案事項	件名	
	件数	

社会福祉法人大洲育成園職員提案規定第3条第2項の規定に基づき、上記の提案を受理したことを証明する。

年 月 日

大洲育成園 施設長

印

様式第2号（第7条関係）

社会福祉法人大洲育成園賞状

年 月 日提案の は優良であるから社会福祉法人大洲育成園職員提案規定第7条第1項の規定に基づき報奨金を贈りこれを賞する

年 月 日

理事長名